

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本駐車場開発株式会社		コード	2353
提出日	2022/10/14	異動(予定)日	2022/10/27	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため 社外監査役が任期途中辞任するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし	
1	藤井 英介	社外取締役	○														△		有
2	小野 真路	社外取締役	○														△		有
3	烏野 仁	社外取締役	○															○	有
4	河野 誠	社外取締役	○														△		有
5	長谷川 雅子	社外取締役	○															○	有
6	高口 洋人	社外取締役	○															○	有
7	平野 満	社外監査役	○															○	有
8	中嶋 勝規	社外監査役	○															○	有
9	中山 隆一郎	社外監査役	○															○	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	藤井英介氏は、過去、ケネディクス株式会社の上席執行役員でありました。	藤井英介氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び不動産業界における豊富な知識と経験を当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。また、同氏は、ケネディクス株式会社の出身者であり、同社グループは、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での当社運営駐車場における賃貸借契約の取引関係がありますが、当社が直近の連結会計年度において同社グループに対して支払った賃料は、連結売上原価の0.2%未満であり、一般取引先と同様の条件で特記すべき取引関係にはなく、この取引関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
2	小野真路氏は、過去、三菱地所株式会社の代表執行役執行役専務でありました。	小野真路氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び不動産業界における豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。なお、同氏は、三菱地所株式会社の出身者であり、同社グループは、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での当社運営駐車場における賃貸借契約及び管理業務委託契約等の取引関係がありますが、直近の連結会計年度において、当社が同社グループに対して支払った賃料は、連結売上原価の0.1%未満であり、また当社が同社グループから支払を受けた業務委託費も、連結売上高の0.1%未満であり、一般取引先と同様の条件であり、特記すべき取引関係にはなく、この取引関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
3	烏野仁氏は、過去、富士通株式会社の本部長でありました。	烏野仁氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及びコンサルティング業務における豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。なお、同氏は、監査法人トーマツ(現 有限監査責任法人トーマツ)の出身者であり、現在、当社は同所を当社の会計監査人として選任しておりますが、同氏が当社の担当となったことはなく、同氏と当社との関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
4	河野誠氏は、過去、富士通株式会社の本部長でありました。	河野誠氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び総合電機メーカーにおける豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的關係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。なお、同氏は、富士通株式会社の出身者であり、同社グループは、当社との間において定型的・標準的な取引条件下での当社運営駐車場における賃貸借契約等の取引関係がありますが、直近の連結会計年度において、当社が同社グループから支払を受けた駐車場賃料は、連結売上高の0.1%未満であり、一般取引先と同様の条件であり、特記すべき取引関係にはなく、この取引関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。

5	長谷川雅子氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び先端医療開発企業経営者として豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
6	高口洋人氏は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること、当社グループの経営理念に共感し、その実現に向けて強い意志を持って行動していただけること、及び学識経験者として豊富な経験や知識を、当社の経営に反映していただけることから、社外取締役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
7	平野満氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当の知見を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から、経営全般の監視と有効な助言をお願いできると判断し、社外監査役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。なお、同氏は、監査法人トーマツ（現 有限監査責任法人トーマツ）の出身者であり、現在、当社は同所を当社の会計監査人として選任しておりますが、同氏が当社の担当となったことはなく、同氏と当社の関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。
8	中嶋勝規氏は、弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から、経営全般の監視と有効な助言をお願いできると判断し、社外監査役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。
9	中山隆一郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当の知見を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地から、経営全般の監視と有効な助言をお願いできると判断し、社外監査役として選任しています。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の特別な利害関係はありません。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を有しています。なお、同氏は、監査法人トーマツ（現 有限監査責任法人トーマツ）の出身者であり、現在、当社は同所を当社の会計監査人として選任しておりますが、同氏が同所を退所してからは10年以上経過しており、同氏と当社の関係は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではありません。

#### 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。